

千葉県報

号外
令和5年4月7日

主要目次

選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日
- 衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙における公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第二十五号

令和五年四月二十三日執行予定の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定めた。

令和五年四月七日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地 秀樹

基準日 令和五年四月十日。ただし、年齢の算定については、令和五年四月二十三日とする。

千葉県選挙管理委員会告示第二十六号

令和五年四月二十三日執行予定の衆議院小選挙区（千葉県第五区）選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和五年四月十一日である。

令和五年四月七日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地 秀樹

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八